

# 「基本農政の確立に向けた政策提案」のポイント

## I. 農政の基本である農地制度の実効性の確保について

### 1. 活かすべき農地を早急に明らかにする取り組みの推進

#### (1) 農地の地籍調査の早期完了

農地基本台帳のさらなる整備・活用を図るには地図情報システム化が急務であることから、これを効率的に進めるためには一定の期限を定めて農地についての国土調査（地籍調査）を完了させること。

#### (2) 復元不可能な荒廃農地を速やかに非農地とする条件整備

農地の確保や利用に関する施策間の整合性が図られていないために、農業委員会が非農地判定を行うと、他の施策・制度に支障を来すことから、非農地判定が措置できない事案を迅速に処理できるよう環境の整備を図ること。

### 2. 農地基本台帳を農地政策の基礎情報と位置づける

農地基本台帳とその地図情報を農地政策の基礎情報として位置づけ、的確かつ迅速に整備するために、定期的に住民基本台帳や固定資産課税台帳、登記簿との照合・連動を徹底する措置を講ずること。

また、農地基本台帳の記載項目に農地の貸付意向等を追加するとともに、水田台帳、農業共済台帳との連携を含め、農地利用集積に必要な情報の収集・照合の取り組みが、個人情報保護法の下でも的確に実施できるよう必要な措置を講ずること。

これら、農地情報の収集、照合、連動、地図化及びシステムの整備・運用に必要な人員体制と十分な財源（新たな交付金の創設等）を確保すること。

### 3. 円滑な農地利用調整のための中間保有機能の整備・強化

地域内で即座には農地の受け手が見つからない活かすべき農地を、借り受け、必要に応じて再整備をすることで、農地の受け手に円滑に貸し付けるとともに面的に再配分するという新たな観点に立った中間受け皿機能を整備・強化すること。

また、農地の中間受け皿機能の検討にあたっては、市町村農業委員会との系統性が不可欠であることから、都道府県農業会議へその機能を措置することを含めて検討を行うこと。

併せて、中間受け皿機能を担う組織の活動に必要な財源確保を図ること。

#### 4. 農地の受け手の登録とマッチングの実施

中間受け皿機能を実効あらしめるためにも、遊休農地の解消を含めた農地利用を希望する農業経営体（農業者及び農業法人、農外からの新規参入者・法人等）の登録と農業委員会等が保有する農地情報を担い手とマッチングするための相談活動等を、広域的に実施するための事業を創設すること。その場合、認定農業者協議会、稲作経営者会議、農業法人協会等の農業経営者組織のネットワーク化や活動支援に実績のある都道府県農業会議の機能とノウハウの活用を図ること。

#### 5. 遊休農地等の円滑な利用調整のための措置

再生利用が可能な遊休農地等について、所有者の所在等が不明で保全・管理を含めて手をつけられないという状態を改善するため、遊休農地解消の手続きの簡便化をはじめ、担い手への利用権設定の手続きが終了するまでの維持・管理の仕組み、権利者不明の確認の手続きの効率化について検討すること。

#### 6. 農地相続の啓発・相談事業の創設

所有者の所在等がわからない農地を増やさないで有効利用するため「農地を相続したら必ず農業委員会に届け出する」という意識を喚起する広報キャンペーンと相談活動を継続的に実施する啓発・相談事業を創設すること。

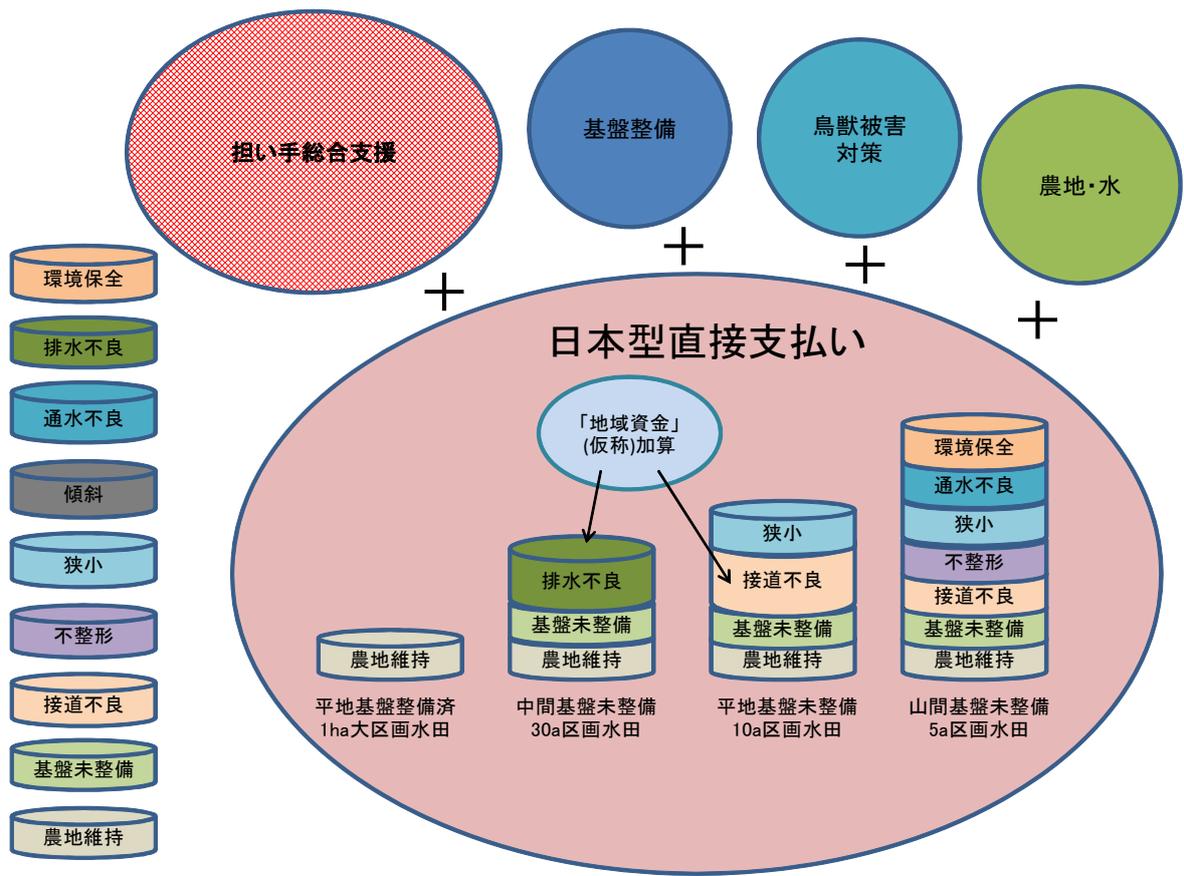
また、今後さらなる相続発生によって不在村地主が急増することが見込まれる中で、都市住民など不在村者等が所有する農地を担い手に仲介することを目的に全国農業会議所が運営している「田舎の農地利用相談室」と「農地情報提供システム」の活動への支援措置を検討すること。

#### 7. 農業生産法人の要件の堅持

一部で農業生産法人要件の緩和による株式会社の農地取得を認めるよう要求する声が上がっているが、平成21年の農地法等の改正により貸借による一般法人の農業参入の途は既に開かれている。また、そもそもの規制の意義である、農地と宅地等との価格差がもたらす投機目的取得の懸念や、採算を確保できず撤退し放棄された場合の農地の復元困難性などのリスクは、グローバル化の進展などでむしろ高まっていることから農業生産法人要件は、これを堅持すべきである。

## Ⅱ. 「日本型直接支払い」の基本的あり方について

1. 政府は農業の持つ多面的機能を積極的に評価する「日本型直接支払い」の導入とその法制化を検討しているが、わが国の土地条件、気象条件等に配慮した仕組みで、かつ、構造改革を加速化させるものでなければならない。
2. 農業の持つ多面的機能を発揮するためには「活かすべき農地」をフル活用していく必要。また、農地を農地として維持していくためには農業者が農地に投下した資本、労働を賄える再生産可能な水準の農業所得が必要。
3. 現在はこれが得られないために農地の遊休・荒廃化が進行。中山間地域等直接支払制度の基本的考え方である「農業生産条件の不利補正」を全ての農地に適用すべき。また、国民にわかりやすい仕組みで構築する必要。
4. 具体的には、平地の1ha以上の大区画圃場整備済みの農地を基準として比較し、基盤未整備、接道不良、不整形、狭小、傾斜、排水・通水不良等条件不利となる要素毎の全国統一単価を設定して積み上げて交付してはどうか。  
その際、全国統一単価では賄いきれない大きな条件不利を補正するために、米政策の「産地資金」のような創意工夫枠（仮称「地域資金」）を設定して加算できるようにする必要。
5. また、農村環境は農村社会全体の役割分担により維持されてきたことを踏まえ、現行の「農地・水保全管理支払交付金」の枠組みは継続して措置すべき。
6. 本交付金は生産条件の不利を補正するものであり「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない」ものであることから一時所得として扱うべき。
7. 農地の不利を補正した上で、担い手に農地を利用集積を進めるとともに、農地の利用集積にあたっては賃借人が適切な賃借料を支払うなど一定の経済原理が働く仕組みとすること。



## Ⅲ. 「担い手総合支援」の確立に向けて

### 1. 新たな経営所得安定対策の確立

新たな「経営所得安定対策」を柱とする「担い手総合支援」の確立にあたっては、現行の担い手対策の根幹で「農業経営基盤強化促進」及びその体系化で政府が人と農地の問題を解決するべく推進している「人・農地プラン」との整合性に十分配慮すること。

現行の品目別対策を維持したうえで、土地利用型農業のナラシ対策を組み替え、畜産・酪農、野菜・果樹等も含めた様々な所得下落リスクに対応する新たな仕組みを確立すること。

その際、農産物価格が下落基調の下でも、地域の担い手となる農業経営者の所得が落ち込み続けることのないよう、地域の他業種も含めた平均所得と同水準の所得が確保されるよう留意すること。

### 2. 担い手対策を補完する「農村コミュニティ対策（仮称）」の創設

農村は、農村社会全体で農村資源（水源である森林、農地、農道、水路等）を管理し多面的機能を維持していることから、大規模農家の育成に加え、定年帰農者や女性、高齢者が働き続けられる環境整備など小規模農家も共存できる新たな農村コミュニティ対策及びその予算措置を講ずること。

### 3. 「青年就農給付金」と「農の雇用事業」に必要な予算の十分な確保と継続実施に向けた法制化

「青年就農給付金」と「農の雇用事業」については、給付希望者が多く需要が大きいため、十分な財源を確保するとともに、事業の安定継続のために法定化を検討すること。

### 4. 新規就農希望者の就農の「入り口」から「定着」までの相談支援

地域に定着して安定的な経営を実現している者を「新規就農サポーター（仮称）」として認定し、農業経営だけでなく、農村生活や生活資金のやりくりなど、就農に係る総合的な幅広い相談支援活動を行う制度を創設すること。

また、新規就農支援対策を総合的に実施するため、全国・都道府県の「新規就農相談センター」を制度化し、「新規就農サポーター（仮称）」と緊密に連携した相談・支援活動の強化を図ること。

## 5. 円滑な農業経営の継承に向けた担い手農業者子弟への就農支援

担い手農業者の後継者への円滑な経営継承こそが「青年就農の促進」の一番の近道であることから、農外からの新規就農や雇用就農への支援に加え、農家子弟の経営継承や就農を正面から促進する施策や、納税猶予制度が適用される農地以外の経営資産の継承にあたっての税制上の特例措置が必要である。

担い手農業者の子弟が後継者として就農することは、より確実な経営継承を図る上で重要であるが、1人増に見合う規模拡大を達成するまでの間は経営や家計に大きな負担がかかる。このため、新規就農・経営継承総合支援事業と同様の新たな支援措置を講じること。

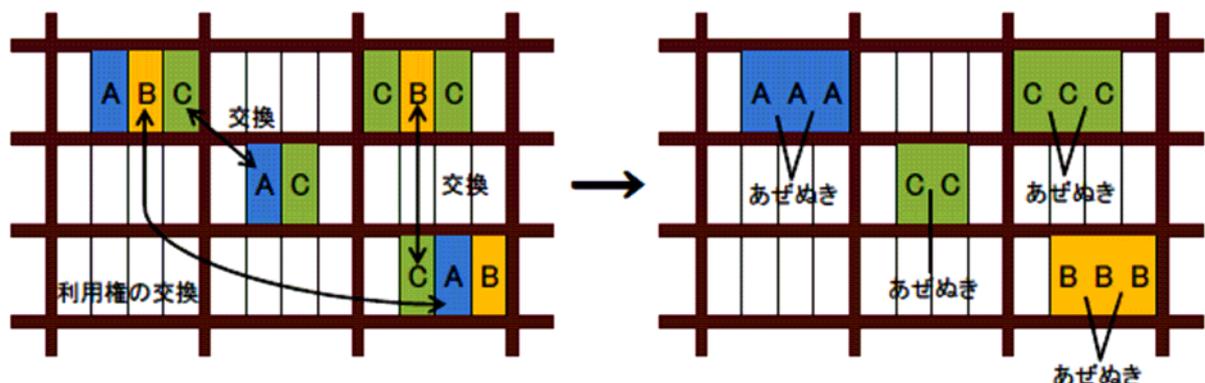
## 6. 農地集積対策への支援強化

農地の集積促進には出し手対策が重要であり、「農地集積協力金」については受け手対策である「規模拡大交付金」とともに、十分な予算の確保と活用の促進を図ること。

なお、すでに20ha以上の大規模経営が農地面積の3割をカバーしていることから、その利用の団地化に向けた農業者同士の経営地の交換や受け皿組織を介した面的集積の促進とともに、農業委員会等が事業実施主体となる土地改良法に基づく「利用権の交換分合」も積極的に推進し、その支援措置を創設すること。

また、所有権移転も規模拡大加算の対象に加えるとともに、譲渡所得税の控除額の引き上げにより支援すること。

### 「利用権の交換分合」のイメージ



- 交換にあたっては地権者の同意が不可欠であり、同意に向けたインセンティブが必要
- 団地化すれば、地代負担能力が高まり、Win-Winの関係が構築

## **Ⅳ. 東日本大震災・原発事故への万全な対応**

### **1. 農業再生に向けた迅速な農地等の再生**

迅速な農地の復旧作業を実施するとともに、効率的な農業経営が可能になるような基盤整備も併せて行うこと。

また、高台移転等に伴う農地転用により、農地の相続税等の納税猶予の期限の確定が発生しないよう特例措置を講じること。

### **2. 原子力災害からの復旧・復興に向けた対応**

#### **(1) スピード感を持った農地の除染と財政的支援**

農林地の除染についてはスピード感を持って進めるとともに、除染効果の高い資材の確保や財政的な支援を行うこと。また、個人や事業者自らが実施する対応に要する費用についても、国が責任を持って負担すること。

営農再開が長期にわたり困難な地域における再生可能エネルギー関連施設の立地にあたっては特段の措置を講ずること。

#### **(2) 生活再建・営農再開に向けた東京電力の損害賠償への指導・監督**

損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活再建、営農再開などを考慮し、東京電力に長期的な視点で十分な賠償期間を確保させること。また、東京電力の担当者による統一的でない対応事案が見受けられることから、統一した対応に向けた指導・監督を早急を実施すること。

#### **(3) 風評被害の払拭に向けたさらなる支援**

政府一丸となって、安全・安心の確保に向けた更なる対策と風評被害払拭に向けたわかりやすいPR等情報提供と安全性についてのPR対策を国が責任を持って実施し、国民の安心の醸成を図ること。

#### **(4) 賠償金収入の特別な扱い**

複数年分を一括して受け取った賠償金収入のうち営業損害の減収分(逸失利益)については非課税扱いとすること。